

# 管理職ユニオン

No.332  
2019年  
12月16日

【発行】  
国土交通省管理職  
ユニオン

【所在地】  
東京都千代田区  
霞ヶ関2-1-2 中央  
合同庁舎2号館  
TEL 03-3509-1138

【Email】  
k-union@alpha.ocn.ne.jp

【ホームページ】  
http://www.k-union.network/

大規模な台風災害が頻発した今年、管理職ユニオンは、私たち職員が国民から期待される使命を果たせる職場環境確立等の運動を進めてきました。大会から半年、池田事務局長が運動について一年を振り返りました。

## 池田事務局長一年を振り返る！ 管理職員の苦勞が報われる 職場環境改善を！

### ■管理職員特別勤務手当 行政措置要求で「在宅勤務」支給を勝ち取る！

まず印象的な出来事は、北陸支部で行った人事院への行政措置要求の判定書が六月一九日に送付されたことです。新潟国道での雪寒対応において事務所当局が後整理で振替処理したことを不適当とし管理職員特別勤務手当（以下、管理職特勤）を支給するべきと求めました。また、私自身が当事者である高田河川国道における鳥インフルエンザ対応で土曜日、寮で連続的に行った電話対応と、その後職場に出動して行った業務を、時系列作成を1回の勤務として管理職特勤の支給対象と判定させた事です。

務官署または現場で行うことと限定し自宅での勤務を認めてきませんでした。昨年十一月の近畿支部での勝利判定と合わせ、管理職特勤を適正に支給させる道が開けたことになりました。

国土交通省には、官携帯を支給され、道路管理や河川管理等での事故や災害対応で休日や深夜の業務に従事せざるを得ない管理職が多数存在することから、こうした方々の苦勞に報いる手当支給を求めています。

### ■超勤上限規制 官房長に制度周知の徹底を回答させる！

次に、四月から実施された超過勤務の上限規制です。職場では相次ぐ定員削減や業務量の増加と複雑化、災害対応などで長時間にわたる超過勤務をせざるを得ない状況です。しかし、こうした状態を改善せず、「事業執行はしっかりやれ」「超過勤務の上限を守れ」と言われ、管理職は板挟みになって困っています。

そのため、ユニオンでは職場の管理職の声を聞くべく「超過勤務に関するアンケート」を七月中旬から八月末に取り組みました。その結果、各地整て制度の周知にアンバラがあり不安や混乱が生じていること、「増員が必要」の回答が2/3に上ることなどが示されました。

九月二七日の官房長会見においてアンケート結果を示し、職場への周知をしっかりと行うこと、業務改善を本省主導で行うことを追及しました。野村官房長は「周知について十分と言っていることではなく、しっかりと職場への徹底を進めていく」と回答し、一部の地整では十一月以降周知が行われています。

### ■防災体制の充実 「復旧・復興・防災に必要な人員と組織体制、予算」折衝追及強化

今年夏から秋にかけて、台風十九号などの災害が頻発しました。被災地では、ユニオン組合員の出張所長が睡眠や休息も取れず4日間帰宅できず、その後も三十三日連続勤務、1ヶ月二〇〇〜三〇〇時間の超過勤務という厳しい状況であったことが報告されています。この他にもテックフォ



池田事務局長

ーズに派遣された組合員や、部下職員を派遣した組合員から健康や安全面、装備面、活動内容などについて様々な意見や要望が寄せられています。

ユニオンではこうした課題を取りまとめ、折衝・交渉で当局に改善を求めるとともに、災害対応や復旧・復興・防災に必要な人員と組織体制、予算を確保するよう追及を強化していきます。

本部役員デビューから半年経過し、全国には様々な知識や経験を持ったユニオン組合員が多数存在することを改めて認識できました。こうした仲間の知恵と力を結集し、処遇改善や増員などの要求を前進させ、ユニオンを強く大きくしていく一助としたいと思います。

管理職ユニオン事務局長

池田 義一

（北陸支部・信濃河川分会）

# ユニオン重大ニュース

# 増員での防災体制の拡充

# 報われる手当制度改善

## それが国民の安全安心を守る職員のモチベーションにつながる

■災害対応での働き方  
あり得ない！三〇  
日以上の連続勤  
務！当局は職員の  
責任感に込めるべ  
き。

管理職ユニオンに、「発災後、2日以上仮眠も取れない」状態や、「連続三十三日勤務した」出張所長など、問題ある働き方の情報が寄せられました。奮闘された職員の皆さんに敬意を払いたいと思います。

しかし「最後はボクとしてきた」とも…。職員は防災官庁という『責任感』で働きますが、限界があります。非常時には三交代体制に移行するなどの体制の工夫や、「連

続〇時間を越えたら帰宅休憩」のルール化を行う等、何よりも職員の増員で、当局は職員の責任感に込めるべきです。

■管理職特勤  
「行政措置要求」  
で勝利判定

自宅や寮で休日深夜行った業務に対して、近畿地整と北陸地整は管理職特勤を支払ってきませんでした。

管理職ユニオンは、単に手当という金銭の問題ではなく、管理職として責任を持ち苦労したことが、報われないのはおかしいと、人事院に対し「行政措置要求」を行いました。

近畿案件が二〇一八年十一月、北陸案件が一九年六月に勝利「判定」が出されました。本人の名誉を回復するため、当局は過去の判断の否を認め当事者本人に謝罪をすべきです。

## ■定年後の生活確保 定年延長制度見送り、フルタイム再任用拡大

2019年1月からの通常国会で審議されると予想された「定年延長制度」が見送られています。定年後の生活を左右する大きな問題が「放置された」と言えますが、定年後が豊かに過ごせる制度でなくては意味がありません。

フルタイム再任用の要求では、全国の採用数を増加させてきました。一方、処遇は3級格付けと低い処遇に抑えられています。

管理職ユニオンは、フルタイム再任用の処遇を改善し希望者全員を採用する「再任用制度」改善を求めることで、「定年延長制度」実施後の処遇改善へ繋げていきます。

## ■組織体制整備と増員 地方整備局の強化。制地の声拡が

業界新聞ですが、自治体首長などが参加する道路整備促進を求める団体の大会で、岩手県宮古市長から「(国土交通省の出先機関は)本日に今のままで充分なのでしょいか」との声が出され、関東整備局長が「この整備局事務所、出張所もギリギリの状況」と発言しています。

岡山県総社市長から大会決

議に「災害時における地方整備局等の体制の充実・強化を図る」を追加することが提案され採択されたとの事です。

九州の幾つかの自治体からは、整備局・事務所・出張所の体制強化と人員確保について、要望書に記載し当局へ提出するなど、「国交省の防災体制拡充」へ声が広がっています。管理職ユニオンも国民の期待に応える防災体制へと改善すべく運動していきます。



## ■超勤上限規制始まる。 実効ある「超過勤務と 限規制」を！

政府の「働き方改革」を受け、超過勤務上限規制が4月より実施されました。本来、職員の健康と家庭が守られる措置ですが、当局は具体的な縮減措置もなく、各地整で温度差のある周知となっています。

ユニオンは、当面、間違った特例業務の命令で「人事院規則違反者を出さない」職場に「サービス超勤を蔓延させない」為に、本省の責任で「丁寧な制度の周知を行うこと」を求めています。そして、決められた勤務時間内で業務が行える職場環境を増員等で求めています。